

県営林産物（間伐材）売払仕様書

1 総則

この仕様書は、県有林内の伐採木の売払について、必要な事項を定める。

2 売払物品

県有林内で発生した間伐材（スギ70年生）約181m³

規格は、次のとおりとする。

末口直径	材長
14センチ以上60センチ以下（皮なし）	2メートル～4メートル

生産地 鳥取県日野郡江府町御机地内の県有林

伐採時期 令和2年5月上旬から6月下旬の間

なお、数量は見込数量である。

3 引渡場所

鳥取県日野郡江府町御机字鏡ヶ成709-2 県有林の土場

4 業務の予定期間

契約日から令和2年7月22日

5 売払物品の引渡し条件

(1) 土場が狭小のため、売払物品の引取は複数回に分割して行うこととする。

初回の引取は、契約日以降で鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興（以下「県」という。）が通知する日から2日以内に行うこととし、以降の引取についても、県が通知する日から2日以内とする。なお、あらかじめ県に引取日を報告すること。また、売払物品の引取にあたり、現地で行う間伐搬出作業との調整を図ることがある。

(2) 最終の引取期限は令和2年7月22日とする。当該日までに引取が行われなかった物品については、契約数量から除くこととする。

(3) 売払物品の引渡しは、買受者が、引渡し期間に売払物品を引渡場所から運搬することにより行う。なお、運搬に要する経費は、買受者の負担とする。

(4) 売買代金は、売買単価に(6)で確定する数量を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に当該金額の10パーセントに相当する額（消費税及び地

方消費税の額)を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

- (5) 売払物品の引取の際は、県職員が立ち会い、引取が行われたか確認することができるものとする。
- (6) 数量は、当該売払業務の前に行う土場集積時に県が検寸し確定する。検寸方法は末口二乗法による。確定数量に疑義がある場合は、県へ協議することができる。
- (7) 乙は、売買物品の引受証を様式第1号により、最終の引渡し完了日から2日以内に甲へ提出することとし、当該書類をもって完了報告とするものとする。
- (8) 売払物品に節、曲がり、木口割れ、引き抜け、目まわり、腐れ、虫食い、空洞、へび下り、入り皮があっても異議を唱えることはできない。
- (9) 間伐作業の進捗状況によっては、終期を変更することがある。
- (10) 間伐材の引取および運搬にあたり、集積場所付近の公共物を破損させた場合は、県および鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課(以下「維持管理課」という。)へ連絡し、修繕が必要な場合は維持管理課の指示に従い対応すること。なお、修繕にかかる費用は買受者が負担すること。

6 添付書類

県営林産物(間伐材)売払土場位置図

様式第1号

引 受 証

整理 番号	樹種	引渡を受けた日	数量 (m ³)	備考
合計				

上記のとおり引受けました。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
役職及び氏名

印

鳥取県西部総合事務所
日野振興センター所長 越智 浩明 様

